

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

**監査公表**

○住民監査請求の監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○住民監査請求の監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

**監 査 公 表**

静岡市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により平成28年12月8日に請求人から提出のあった静岡市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 2 月 3 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

記

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- 1 本件請求のうち、市長に対し、次に掲げる措置を講ずることを求める部分を却下する。  
市道池田有度山1号線に接する建物A及び隣の建物B（以下これらを「2棟の建築物」

という。)は、建築基準法第44条第1項に違反しているので、同法第9条第1項の規定に基づき、同法第42条第2項に規定する道路に突き出ている土留壁を速やかに除去させるよう措置を講ずること(以下「土留壁除去措置」という。)

2 本件請求のうち、次に掲げる措置を講ずることを求める部分を棄却する。

乙(所有の土地と公道と)の官民境界が確定したことで、公道の未舗装部分を舗装して縁石を設置する措置(以下「縁石等設置措置」という。)及び公道にはみ出す植栽を定期的に伐採指導する措置(以下「伐採指導措置」という。)を講ずること。

## 第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

(1) 住所 静岡市駿河区

(2) 氏名 甲

2 請求書が提出された日

平成28年12月8日

3 本件請求の要旨

静岡市職員措置請求書の内容を整理すると、請求人は、大要、次のように主張しているものと解される。

(1) 建築基準法第42条第2項に該当する市道池田有度山1号線に接する2棟の建築物は、建築基準法に従わない違反建築であることが判明した。2棟の建築物は、建築基準法の規定に従い、上記道路の中心から2mまで土留壁を後退させる義務があったが、市は建築確認申請時に書類チェックをただけで、完成後のチェックを行わなかったため、請求人に質問されるまで、両建物とも違反建築であることに気付かなかった。

建物Aの土留壁は建築基準法に従わず、道路端から最大高さ75cmで直立し、西67cmから東70cmもみなし道路に突き出ている。建物Bも同法に従わず、土留壁が最大高さ70cmで直立し、東25cmから西50cmみなし道路に突き出ている。この違反は、沿道住民の通行利益や緊急車両の通行を著しく損なうため、悪質な違反である。

(2) 道路を挟んで向かい側の乙所有の土地と公道との官民境界を求める請求は、第1次から第3次住民監査請求で棄却されてきたが、住民訴訟を提起した途端に市が乙を促して

本年3月に官民境界が確定した。境界が確定したことで、乙の植栽が公道に越境する部分が明確になった。

最小幅員が2.3mにも満たない狭隘道路で、上記の両側の違反に挟まれて、沿道住民の車両通行は、法令を遵守した道路幅と比べ、より狭くて使い勝手が悪い通行を長期間強いられている。みなし道路に最大70cm突き出て、最大高さ75cmで直立するコンクリート壁は、車両で通行する際に接触しそうな圧迫感があり、ぎりぎりに寄れず、さらに反対側の植栽は公道に越境し、車両通行を著しく困難にしており、通行妨害に等しい。

- (3) 市は、2棟の建築物の所有者が建築基準法第44条第1項に違反しているので、同法第9条第1項に基づき道路中心から2m以内に突き出ている部分の除去を命じなければならない。ところが、建築指導課は、「今後建て替えるときに後退指導するのが効果的である」として何もしようとしていない。これでは違反状態是正の見通しの立たない見逃しの連鎖でしかない。

いずれの違反も建物本体をいじる必要がなく、土留壁の違反是正で済むのに是正指導を怠っている。放置することで、沿道住民の通行や緊急車両の通行が脅かされるなど公共の不利益を考慮すれば、速やかに土留壁の後退を命ずるべきである。

- (4) 他自治体の例として、東京都、長崎市、鳥取市等のホームページでは、「違反建築物を取得した場合には、新たに建築物の所有者となった人が、違反を是正しなければなりません。」と発信し、横浜市では、2棟の建築物と同様の違反に対し、措置命令を発し、横浜市報やウェブサイトで公表している。また、違反建築物を発見した住民に通報の協力も求めている。

- (5) 平成4年以来、この狭隘道路（1798番10）に接する片方の側の乙との境界が未確定のまま20年以上にわたって放置し、反対側の、間違えて道路として整備した民間人の土地（地番省略）は境界確認もせずに用地買収し、現在まで境界未確定のまま放置し、同じ側の官民境界確定済の2件の建築物の後退義務は、建築確認申請時の書類チェックのみで、完成後の違反に気付いてからでも是正を講じない。

このように、道路管理者である市が住民の通行利益に無関心で、不作為を続けるため、未解決案件が積み上がっていく。それらが、この狭隘道路の車両通行を著しく害する結果を招いている。明らかにこれは公有財産の管理を怠る事実である。

- (6) 平成27年10月の請求人の問い合わせで、2件の違反建築に気付いたにもかかわらず、市は違法状態解消に向けて何ら有効な措置を講じないことは違法である。

生活道路であり災害時の避難路である狭隘道路の通行が、2件の違法建築と公道に越

境する植栽により、侵されている。建築基準法に則った道路としての機能が十分発揮されていない。道路という公有財産の効用が損傷を受けている。

以上のことから、市長に対し、土留壁除去措置、縁石等設置措置、伐採指導措置を講ずることを勧告することを求めているものである。

### 第3 監査の結果を決定した理由

#### 1 監査対象事項の決定

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法、不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生ずる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

この点を踏まえて、請求内容及び陳述内容等を総合的に判断し、次のとおり監査対象事項を決定した。

#### (1) 土留壁除去措置の請求について

建築基準法第1条には、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とすることが規定されている。そして、建築基準法第9条第1項は、この目的を達成するために特定行政庁たる立場の市長に、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地について、除却等の必要な措置をとることを命ずることができるとの権能を与えている。

このような建築基準法上の権能は、警察行政上の措置を行う権能であって、本件道路敷地の財産的価値に着目してその維持、保全等の財務的処理を目的として行使するものとは異なる。

したがって、2棟の建築物に係る土留壁がみなし道路に突き出ていることに対する特定行政庁としての市長の対応の是非は、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実の有無」に該当しないことから、土留壁除去措置の請求の部分につ

いては、住民監査請求の対象とならない。よって第1の1のとおり決定する。

(2) 縁石等設置措置及び伐採指導措置の請求について

本件請求の趣旨である「財産の管理を怠る事実」につき、いかなる事実が法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるかについては、「普通地方公共団体の執行機関は、公有財産たる土地が第三者に占有され、時効取得等によってその財産的価値を減少するおそれが生じている場合には、これを阻止する義務を負い、これを行わないことが、不法占有開始の事情、交渉の経緯、放置期間の長さなどの諸要素を総合的に考慮し、当該執行機関の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、地方自治法242条第1項所定の財産管理を違法に怠る事実にあたる」（平成20年5月14日横浜地方裁判所判決（平成19年（行ウ）第15号）と判示されており、この点を踏まえて請求の内容を見ると、第三者による本件道路敷地の不法占有を排除するためにいかなる措置を講ずるかは、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産管理の面から、仮に当該道路敷地が第三者に占有されているとすれば市有財産である土地の管理を怠っている事実にあたることもあり得ることから、縁石等設置措置及び伐採指導措置の請求の部分は住民監査請求の対象となる。

## 2 監査の経過

(1) 平成29年1月6日、監査委員は、法第242条第6項の規定により請求人の陳述の機会を設けた。なお、この陳述には、法第242条第7項の規定により立会人として建設局次長兼土木部長をはじめとする4名の関係職員が出席した。

(2) 同日、監査委員は、法第199条第8項の規定及び「静岡市住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等の取扱基準」第6の規定により関係職員である建設局次長、同局土木部土木管理課長及び同局道路部駿河道路整備課長から陳述の聴取を行った。

## 3 監査委員の判断

本件請求のうち、縁石等設置措置及び伐採指導措置に係る請求について、次のとおり判断する。

(1) 縁石等設置措置について

このことについて、関係職員からは次のような趣旨の陳述がされている。

① 静岡市駿河区池田地内の市道池田有度山1号線の道路整備については、平成4年、

地元住民から「道路境界の明確化」、「道路にはみ出している植栽などの撤去」を内容とする要望、平成20年11月に「側溝の整備」、「舗装」に関する要望があった。

一方、この道路の隣接地の官民境界は、確定していない箇所が未だ多く存在している。

市は、この道路の隣接地に係る境界確定について、隣接地の所有者の主張を踏まえて丁寧に協議を続け、同意に至るよう地道な努力を重ねていく一方、境界が確定していない箇所があることを前提に、地域住民の要望を踏まえた上で協議を十分に行い、実行可能な整備から進めている。

② 市道池田有度山1号線の一部の道路用地（以下「本件請求箇所」という。）と駿河区池田（地番省略）及び（地番省略）（以下「本件隣接地」という。）との官民境界が平成28年3月4日に確定し、その境界についても複数の境界杭により明らかであり、本件請求箇所の敷地上に工作物その他の構造物が存在する事情もないことから財産の管理は十分に行っている。

③ 縁石等設置措置については、本件請求箇所と本件隣接地の境界確定は地元住民の要望に端を発してようやく確定したものであることから、官民境界に関する疑義が生じないように縁石を設置することは必要なことと考えている。本件隣接地の所有者からは、協力を得られる見通しとなっており、今後整備する方針である。

なお、本件請求箇所が、将来的に幅員が4mに拡幅されることが想定されることから、この境界に設置する縁石は、拡幅した際にも再度利用可能な縁石を使用すること、さらに縁石周辺に未舗装箇所があると砂利等の影響で縁石が摩耗する恐れもあることから、排水を考慮しつつ、縁石の維持管理に支障を生じない程度の表面的な舗装を実施する予定である。

以上の関係職員の陳述によれば、本件請求箇所の管理のうち、縁石等設置措置の部分については、官民境界の確定に伴って必要とされている合理的な措置がとられ、さらに縁石の設置や舗装が行われることが見込まれることから、現段階において市長が本件請求箇所に係る財産の管理を違法又は不当に怠っていると認めることはできない。

## (2) 伐採指導措置について

このことについて、関係職員からは次のような趣旨の陳述がされている。

- ① 官民境界確定に当たって、本件隣接地に所在する植栽の幹の部分は、全て本件隣接地内に位置していることを確認しており、本件隣接地の所有者から、境界を越えている植栽の枝は剪定するとの申し出を受けている。
- ② 今回の住民監査請求を受け、再度当該所有者に確認したところ、平成28年4月と同年11月の2回植栽の剪定を行っている旨の説明があり、さらに、平成28年12月14日に現地を検分したところ、当該植栽が剪定されていることを確認した。  
これにより、本件植栽は、定期的に剪定され、今後もその状態が継続するものと見込まれる。
- ③ 現状において、枝葉については若干越境している部分が見られるが、これは枝葉の成長によるものであり、今後も市道池田有度山一号線の通行に支障が生じることのないよう状況を注視していく。

上記の陳述に基づく事実経過は、民法に基づく相隣関係上の行為を適正に行っているものと評価され、植栽の幹の部分は越境しておらず、一部枝が出ている部分については適宜伐採を求め、相手方もこれに応じているという事実が認められていることから、市と相手方との相隣関係に問題が生じているわけではなく、市は、必要な財産管理を行っているものと評価できる。

したがって、本件請求箇所の管理のうち、伐採指導措置の部分については、現段階において市長が本件請求箇所に係る財産の管理を違法又は不当に怠っていると認めることはできない。

### (3) 結論

以上のとおり、本件請求のうち、縁石等設置措置及び伐採指導措置に係る請求は、いずれも理由がないから第1の2の監査の結果のとおり判断するものである。

---

#### 静岡市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により平成28年12月12日に請求人から提出のあった静岡市長措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月3日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

## 記

### 第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

静岡市長が静岡県バスケットボール協会（以下「協会」という。）に支払った補助金の内、31,997,834円を返還しないのは違法不当であるから、静岡市の蒙った損害の補てんのために必要な措置を講ずることを求める本件請求を棄却する。

### 第2 請求の内容

#### 1 請求人等の住所及び氏名

##### (1) 請求人

①住所 静岡市葵区

②氏名 甲

##### (2) 請求人代理人

①住所 静岡市葵区

②氏名 弁護士 乙

#### 2 請求書が提出された日

平成28年12月12日

#### 3 本件請求の要旨

本件請求の内容を整理すると、請求の要旨は、大要、次のとおりである。

- (1) 協会は、女子バスケット五輪アジア予選で補助金を平成7年と平成11年に合計2億537万円の交付を受けた(内訳:静岡県3,734万円(平成7年2,000万円、平成11年1,734万円)、



- 静岡市7,468万円（平成7年4,000万円、平成11年3,468万円）、日本バスケットボール協会9,335万円（平成7年5,000万円、平成11年4,335万円）。この2大会での協会の余剰金は88,148,303円に達した。
- (2) 当時の一部役員が上記余剰金を定期預金として静岡市内の金融機関3か所に分散して預金し、その後平成14年に静岡県債と埼玉県債で合計1,995万円を購入運用し、平成21年に国債3,000万円を購入運用した。
- (3) 協会は、平成19年に浜松市等で平成18年に開かれた男子世界選手権の運営赤字補てん名目で、日本バスケットボール協会に1,000万円を振り込んだ。
- (4) 平成11年に解約された6,124,846円の預金と平成22年に出金された1,000万円の使途が不明となっている。
- (5) 静岡市補助金等交付規則第17条第2項では「市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。」と定めている。よって、協会が上記余剰金を裏金化することは許されず、協会は市に返還すべきであるし、市長は協会に返還を求めるべきである。
- (6) 上記余剰金の額を県、市、日本バスケットボール協会が交付した補助金の比率で按分すると、県16,042,991円、市31,997,834円、日本バスケットボール協会40,107,478円となる。
- (7) よって、静岡市長が協会に支払った補助金の内、31,997,834円を返還しないのは違法不当であるから、静岡市の蒙った損害の補てんのために必要な措置を講ずるよう求める。

### 第3 監査の結果を決定した理由

#### 1 監査対象事項の決定

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法、不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生ずる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

また、「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」を対象とする監査請求については、法第242条第2項の期間制限を受けないものと解されている（最高裁昭和52年（行ツ）第84号同53年6月23日第三小法廷判決）。

これらの点を踏まえて本件請求の内容を見ると、市に本件の補助金（事実関係としては、後述の関係職員の陳述にあるとおり負担金であった可能性があるが、便宜上以下「本件補助金」という。）に係る何らかの返還請求権があり、市長がその権利を行使することを怠っていると主張しているものと解されることから、請求の対象となる本件補助金が平成7年及び平成11年に交付され、支出から1年以上経過したものであっても、住民監査請求の対象とする。

## 2 監査の経過

- (1) 平成29年1月12日、監査委員は、法第242条第6項の規定により請求人の陳述の機会を設けた。なお、この陳述には、法第242条第7項の規定により立会人として観光交流文化局次長及び同局スポーツ振興課長の関係職員が出席した。
- (2) 同日、監査委員は、法第199条第8項の規定及び「静岡市住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等の取扱基準」第6の規定により観光交流文化局次長及び同局スポーツ振興課長を関係職員として陳述の聴取を行った。なお、この陳述の聴取には、法第242条第7項の規定により立会人として、請求人及び請求人代理人が出席した。
- (3) 平成29年1月16日、請求人代理人から準備書面（1）・（請求原因の追加申立等）の提出があった。
- (4) 平成29年1月23日、請求人代理人から準備書面（2）及び資料（A B C基金5,000万円が裏金であるということの証明と題する書面）の提出があった。

## 3 監査委員の判断

本件請求について、次のとおり判断する。

- (1) 違法又は不当に債権の行使を怠る事実に関する判例について

請求人は、市には協会に対する本件補助金に係る返還請求権（債権）があり、市はその権利を行使することを怠っていると主張するものと解されるが、「違法又は不当に債権の行使を怠る事実」に関しては、最高裁判所の判決において次のように示されている。

『地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく

放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。(最高裁平成12年(行ヒ)第246号同16年4月23日第二小法廷判決)』

『地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識し得ないような場合にまでその行使を義務付けることはできない上、不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことからすると、その不行使が違法な怠事実に当たるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものというべきである。(最高裁平成20年(行ヒ)第97号同21年4月28日第三小法廷判決)』

## (2) 本件補助金について

本件補助金については、後述の関係職員陳述のとおり決裁文書等の文書類が既に破棄されていることから、補助対象事業、補助対象経費、基準額等に関する定めや、交付決定、交付確定等の一連の手続を裏付ける証拠書類を確認することはできない。

なお、市が交付する補助金等については、静岡市補助金等交付規則(以下「規則」という。)において基本的事項を定めており、現行の関係規定は次のとおりである。

### (状況報告及び調査)

第10条 市長は、補助事業等が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業等の遂行の状況に関し補助事業者から報告させ、又は担当職員に実地に調査をさせることができる。

### (決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (4) 法令若しくはこの規則に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書(様

式第3号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

### (3) 請求人の陳述について

請求人は、協会会長が本件補助金に係る調査を行いその結果を公表した経緯や、会長が事実を提示して協会事務局の裏金作りを糾弾したのに対し、事務局側は事実や証拠を挙げて反論反証していない旨を陳述した。

また、監査委員が、請求書では規則第17条第2項を根拠としているが、不法行為に基づく損害賠償請求権と不当利得返還請求権のいずれに該当すると主張するのか確認したところ、同条第2項にはこだわらないことや、いずれによるのかにより消滅時効の取扱いが異なってくるものの、時効は訴訟において援用するのが原則であり、住民監査請求の段階で議論するのは相応しくないという回答があった。この点について、請求人代理人は陳述後に提出された書面において、「補助事業者に不法行為がある場合は規則第17条第1項を適用すべきとする指摘は正しいと思われるが、本件の場合規則第16条のどの項に該当すべきかわかっていない。しかし、補助金の裏金化という不正があったことは明らかであったので、市長は協会及び実行行為者に損害賠償請求権を行使すべきであるというのが請求人の意思である。」という旨を申し立てている。

### (4) 関係職員の陳述について

関係職員からは、概ね次のような趣旨の陳述がされた。

① 静岡市公文書管理規則の別表において、金銭の支払に関する証拠書類の保存期間は10年とされていることから、平成7年度のは平成18年度に、平成11年度のは平成22年度に破棄されているため、当時の決裁文書等から本件補助金に係る事実関係を直接確認することはできなかった。

市に保存されている他の書類を調べたところ、平成7年度及び11年度の予算事項別

明細書に、それぞれ女子アジアバスケットボール選手権大会開催負担金として40,000,000円が記載されていることと、11年度の市政報告書の決算額に第18回女子アジアバスケットボール選手権大会開催補助として34,680,000円が記載されていることを確認したが、それ以上の情報は見つからず、詳細を明らかにすることはできなかった。同様に、静岡県においても、金銭の詳細に関する書類が無いことを確認している。

② 平成28年9月頃からこの件についての報道がなされていたが、協会の会長側は、余剰金は市等からの補助金を不正流用した資金であると主張するのに対し、協会の理事長側は、公金を流用した認識は無いという見解を示しており、両者の主張や見解が一致しておらず、事実関係の解明に至る情勢が不透明であることから、市として重大な関心を持って注視してきた。今回、本件請求書が提出され、受理されたことを重く受け止め、規則第10条の規定に基づき、協会に対し必要な調査を行うこととした。

③ 平成28年12月27日に県の担当者と共に日本バスケットボール協会へ出向き、2つの大会に関する会計帳票等が残されていないこと、また、日本バスケットボール協会としては、協会の理事長側が設置した特別調査委員会の調査結果を待っている状況であることを確認し、今後も、市、県と三者で情報共有していくこととした。

次に、平成29年1月5日に協会の会長側を訪問し、2つの大会に対する補助金が適切に処理されたかどうかを今後調査するので、協力するよう依頼するとともに、調査において自らの主張を裏付ける客観的資料を提示するよう伝えた。また、同月6日に協会の理事長側を訪問し、会長側と同様に、調査への協力を依頼するとともに、設置した特別調査委員会の調査結果についても情報の提供を依頼した。

両者への訪問の結果、本件については、改めて会長側と理事長側の主張が異なることが確認できた。補助金の交付から時間が経っていることもあり、今後の調査は困難が予想されるが、県とともに調査を進めていく。

④ 以上のことから、現時点では請求人が主張するような余剰金の有無すら明らかではなく、市が返還請求権を有していると言えない以上、市が当該返還請求権を行使しないことに何ら違法又は不当な点は認められない。

また、事実調査についても、単に協会による調査が終わるのを漫然と待っているのではなく、県と連携しながら主体的に調査を進めているところであり、市が違法又は不当に財産の管理を怠る事実はないものと考えている。

監査委員が、規則第10条に基づく調査を今後も継続していくのかどうかの点を確認し

たところ、今後も調査を継続し、県と調整しながら迅速に行う考えであるという回答があった。

また、立会人から、調査もしていないのに余剰金の有無が明らかではないというのは間違いではないかという意見があったため、その点を確認したところ、基金の存在は認知しているが、それが余剰金であるかについて協会の会長側と理事長側では認識が違いため、双方に自分たちの主張を裏付ける客観的な資料の提出を依頼したので、今後はそれらについて公平な立場で調査していくという回答があった。さらに、立会人からは、会長側が証拠書類を持っているため、是非会長側の調査は仔細を極めてほしいとの意見があった。

#### (5) 結論

本件請求については、協会が平成27年度決算の貸借対照表で明らかにしている正味財産のABC基金がどのような経緯で形成され、その背景に平成7年度と平成11年度に開催された女子アジアバスケットボール選手権大会の開催経費の余剰金が存在していたか否か、またその余剰金の中に市や県、日本バスケットボール協会からの補助金や負担金が含まれていたかが争点となり、その結果、市に住民監査請求の対象となる「債権」が存在することとなっているか否かが問題とされる所、規則第17条第1項に基づく返還請求権、同条第2項に基づく返還請求権のいずれかの債権の成立については、請求人の主張する不正に蓄えられた資金が本件補助金を原資としていることを客観的に示す証拠書類等が明らかになっておらず、これらの債権の存在を確認するに当たっては、規則第10条に基づく市の調査の結果を待たなければならない。

したがって、前述の最高裁判例が示す「客観的に存在する債権」としてこれを認定するに足りる証拠資料を市として入手し、又は入手し得ているか否かといえ、関係職員の陳述によれば、ABC基金の造成経緯や余剰金の説明等について協会内での認識が異なるため、双方に客観的な資料の提出を依頼し、それらについて調査していくというのであるから、現時点では市の債権が客観的に存在しているとはいえない。また、市は今後も県と調整しながら主体的に調査を行っていくという姿勢を示し、既に調査に着手していることから、市が違法又は不当に債権の行使を怠っているとはいえない。よって、第1の監査の結果のとおり判断するものである。

しかしながら、協会に存在する5千万円余のABC基金の原資が仮に市の本件補助金

などを不正に流用したものであったとすれば由々しき問題であり、請求人をはじめとする市民の立場からすると放置できないものであることは言を俟たない。そのためにも、一刻も早い事実の解明が望まれることから、市長に対して別項のとおり意見を付すものとする。

(意見)

関係職員陳述において、市は、県と調整しながら主体的に調査を継続していく姿勢を示したが、この調査には、客観的な事実関係資料の収集のほか、前述の返還請求権を形成する不法行為の立証や消滅時効への対応など困難が予想される。このような状況の中では、補助金等を受けた立場であり、かつ、法人格こそ有しないものの県内のバスケットボール愛好者の期待を担って適正・公正な運営を図ってゆくべき立場の協会自身の責務として積極的に市民に説明すべきことは当然であるが、今後は、市に対して客観的な証拠書類を示す等の規則に基づく調査への協力が不可欠である。したがって、市は公金を支出した責務として、まずは協会の協力を得ることに重きを置きながら、一刻も早く事実関係を解明し、債権の存在が明確になればその行使が確実に行われることとなるよう要望する。